

#### 4 地方公務員制度実態調査

##### <調査結果の概要>

(1) 職員団体及び労働組合の状況（令和3年4月1日）

区分	職員団体				職員団体										労働組合				
	総職員数		職員団体数		管理職員等		加入者			専従職員数		労働組合数		利益代表者		加入者		専従職員数	
	登録	非登録	計	登録	非登録	計	一般職	単労職員	企業その他	加入者	専従職員数	企業	単労	計	企業職	単労職員	その他	加入者	専従職員数
市 [28市]	33	2	35	3,845	10,798	1,431	1,117	13,346	3	18	7	25	366	1,843	1,037	3	2,883	0	
町 [12町]	8	5	13	516	1,322	106	149	1,577	1	3	2	5	15	225	27	19	271	0	
一部事務組合等 [42組合]	6	1	7	113	719	76	3	798	0	5	2	7	187	962	4	2	968	0	
計	47	8	55	4,474	12,839	1,613	1,269	15,721	4	26	11	37	568	3,030	1,068	24	4,122	0	

(注) 1. 県内市町で職員団体が2以上ある団体は、西宮市5、川西市2、丹波市2、朝来市2、猪名川町2。

2. 神戸市は除く。

(2) 分限処分者数、懲戒処分者数及び刑事処分者数の状況 (R2. 4. 1～R3. 3. 31)

ア 分限処分者数

処分の種類		降任	免職	休職	降給	合計	失職
処分事由							
勤務実績が良くない場合	地公法28条1項1号	1	1			2	
心身の故障の場合	地公法28条1項2号 地公法28条2項1号	1	0	1426		1427	
職に必要な適格性を欠く場合	地公法28条1項3号	3	0			3	
職制、定数の改廃、予算の減少により 廃職、過員を生じた場合	地公法28条1項4号	0	1			1	
刑事事件に関し起訴された場合	地公法28条2項2号			3		3	
条例で定める事由による場合	地公法27条2項			0	1	1	
合計		5	2	1429	1	1437	
欠格条項(第16条)に該当する場合	地公法28条4項						0

イ 懲戒処分者数

処分の種類		戒告	減給	停職	免職	合計	訓告等
処分事由							
法令に違反した場合	地公法29条1項1号	5	6	10	8	29	40
職務上の義務に違反し又は職務を 怠った場合	地公法29条1項2号	17	12	1		30	139
全体の奉仕者たるにふさわしくない 非行のあった場合	地公法29条1項3号	10	12	10	2	34	137
合計		32	30	21	10	93	316

ウ 刑事処分者数

処分の種類		懲役	禁錮	罰金	科料	合計
事件の種類						
収賄による場合	刑法197条～197条の4	2				2
横領による場合	刑法252条～254条					
傷害・暴行による場合	刑法204条～211条	1		1		2
公選法違反による場合						
交通事案による場合	職務遂行中					
	その他	1		5		6
	計	1		5		6
その他		2		4		6
合計		6		10		16

(注) 1. 本表は、令和2年4月1日より令和3年3月31日までの間に処分に付された者の状況である。  
2. 神戸市は除く。